

令和5年10月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年10月20日（金）午後1時30分～午後3時01分
場所	さぬき市役所3階 301・302 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について（会長提出議案第1～3号）
日程第3	非農地証明願いについて（会長提出議案第4～12号）
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について（会長提出議案第13～14号）
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について（会長提出議案第15～20号）
日程第6	農用地利用集積計画の審議について（会長提出議案第21号）
日程第7	農業振興地域整備計画変更の答申について（会長提出議案第22～25号）
日程第8	農業経営改善計画の審議について（会長提出議案第26号）
日程第9	その他
出席委員	1 山下加代子 2 吉原博美 3 眞田幸隆 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 池田幸嗣 7 大塚ノブ子 8 林 文夫 9 藤井 修 10 檜村浩二 11 十川隆行 12 寒川孝志 13 戸田修治 14 長田禎二 15 細川和美 16 岩澤佳宣(会長職務代理者) 17 芳竹和政 (会長)
欠席委員	なし
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳係長 藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	猪熊正農地集積専門員 西淵健一農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局

ご案内を申し上げました時刻が参りました。ただいまより令和5年10月農業委員会定例会を開催したと思います。会議進行につきましては、芳竹会長のほうでよろしく申し上げます。

議長（会長）

改めまして、皆さん、こんにちは。先月まで大変暑い日が続きましたが、今月に入った途端に朝晩冷えて、秋らしくなってきました。

8月から始まった農地パトロール、今月で全地域終わりました。皆さんご協力、誠に感謝致します。ありがとうございました。引き続いてまた意向調査がありますので、またよろしくお願い致します。

本日の議案であります各案件につきまして、円滑なご審議、ご協力のほどよろしくお願ひし、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願ひ致します。

さて、本日の出席は17名中17名の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、7番 大塚委員さん、8番 林委員さん、両委員さん、お願ひ致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願ひ致します。

事務局

別紙A4の資料1ページの農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、9件受理しています。

報告第1号、第2号をご覧ください。これらは借人が●●●●、●●●●様の解約で、解約理由は病気等で労力不足のためです。貸人は、第1号、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●、第2号、●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番です。

報告第3号、第4号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを行っている農地で、貸人、●●●●●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番です。解約理由は借手の変更のためです。

報告第5号、第6号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを行っている農地で、貸人、●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他3筆です。解約理由は売買のためです。

報告第7号、第8号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを行っている農地で、貸人、●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番他2筆です。解約理由は借手の都合のためです。

報告第9号、貸人、●●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●、●●●●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番です。解約理由は借手の都合のためです。

条で取得して、実際、今、荒廃農地になってしまおうとんですけど、再生利用をするという形で、圃場営農型の許可を受けた段階から農地の復元作業を開始して、芝の栽培と営農型太陽光発電の設備の設置を工事ですていくということでした。

十川隆行委員 3条申請から今度5条に変わるでしょう。

事務局 ●●●●●●さんの3条申請というのは、その農地で芝を栽培するという計画での所有権の取得。土地の所有者を●●●●●●さんにしてから、その土地を●●●●●●さんのほうで。

十川隆行委員 3条で、僕が聞いとるんは、3年3作せなんたら移動できんいうて聞いとるんやけど、これは関係ないんですか。

事務局 これは●●●●●●さんに所有権を移転するのではなくて、3条の区分地上権の設定というのが、営農型の太陽光発電というものを一時転用をするときに。

十川隆行委員 そこだけであつたら構んの。

事務局 そうです。

事務局 屋根みたいになるでしょう。上に覆いかぶさる部分だけの権利を設定させてもらういうだけで、下の農地じゃないので、下は農地として残るので。

十川隆行委員 下は残る。

事務局 はい。

十川隆行委員 残るけど。

事務局 上側の部分だけ。柱は次の5条で出てきます。

十川隆行委員 ほやから、それ構わんのかと言よるんや。3年3作の要件にかからんのかと言よるんよ。

事務局 一応、永久転用でなくて一時転用という形なので。

十川隆行委員 そうですか。分かりました。

議長（会長） ほかにございませんか。

●●番●です。台帳地目田、現況地目道路、地積140㎡です。申請理由は、耕作道として利用しているためです。お手元の資料20ページ、21ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から南東約160mに位置しております。平成26年に相続により申請地を取得しております。農業用機械の大型化により既存の耕作道では道幅が狭いため、平成5年頃に耕作道の拡幅を行ないました。位置図は資料20ページ、写真方向図は資料21ページ左側、現況写真は資料21ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第11号、地区番号5、受付年月日、令和5年9月29日。申請人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目雑種地、地積167㎡です。申請理由は、平成30年の県道拡張時に分筆した後、造成され非農地となったためです。お手元の資料22ページ、23ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から南東約1,260mに位置しております。平成18年に相続により申請地を取得しています。県道拡幅時にできた残地であり、隣接する宅地と一体化となるように県の工事による造成がありました。また、申請地の一部を進入路としても造成が行われ、耕作不能な農地となったためです。位置図は資料22ページ、写真方向図は資料23ページ左側、現況写真は資料23ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第12号、地区番号5、受付年月日、令和5年9月29日。申請人、●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●番他2筆です。台帳地目、田2筆、畑1筆、現況地目、全筆山林、合計地積943㎡です。申請理由は、平成14年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料24ページ、25ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から南東約1,260mに位置しております。平成18年に相続により申請地を取得しております。申請地は相続で農地を取得したときには既に耕作放棄となっており山林化が始まっており、農地取得後も耕作放棄が続き山林化しました。位置図は資料24ページ左側、写真方向図は資料24ページ右側、資料25ページ左側、現況写真は資料25ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

まず、●●地区から。

松岡浩二委員

第4号議案ですが、●●地区は10月13日、現地確認を行いました。委員全員で現地のほうへ向かいまして、この5ページの地図の写真を見ていただいたらと思うんですけど、この写真の中で奥に池の堤があると思いますけ

ど、その奥側の山林化したところが該当する農地です。委員全員でそこを見まして、問題ないだろうということで判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長（会長）　　続きまして、●●地区代表委員からご報告をお願いします。

林　文夫委員　　日曜日に推進委員と共に確認しましたところ、山林化しておりましたので、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひ致します。

大塚ノブ子委員　第6号についてご報告致します。私たち10月14日に現地確認を行いました。それで、全部で8筆、3, 247㎡と大変広いのですが、写真にもありますように、どの角度から見ても雑木と竹が茂って山林化しておりました。よろしくご審議いただきたいと思います。

続いて、第7号と第8号、同時に報告致します。10月14日、現地確認を行いました。●●さんと●●さんの2件の申請なんですけれども、これは道路からはよく見えるんですけど、入っていく道がないんです。それで皆さん、行った人みんなで道路から眺めて、これは絶対無理ですと。雑木が大きいなとるんです。もうこれは山林化は間違いないと判断致しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

それと、第9号、●●の●●さんの件なんですけれども、これは上3筆、●●●●番、●●●●番の●、●●●●番、岸にも竹というか笹というか、大分大きくなったのが生えておりました。そこをよじ登って上へ行ったんです。行ってみましたら、きれいに管理されておりました。きれいにいっても、最近はまだ管理していなかったのか、笹みたいなのが20cm、30cmぐらい生えておりました。これは山林でもなく原野でもなく、手を入れたら元の状態に戻るんじゃないのかなと私たち判断致しました。4番目の●●●●番の2、これは大変雑木が生えて山林化しておりました。よろしくご審議いただきたいと思います。お願ひ致します。

議長（会長）　　1枚については再生は可能ですか。

大塚ノブ子委員　　●●さん、どんなでしょう。再生可能。

藤井　修委員　　笹は生えているんですけども、木は生えてないんです、今の3筆。ですから、再生は今のところ可能というふうに、現地を見てそういう判断をしています。

議長（会長）　　もう一度、再生可能な地番はどれですか。

藤井　修委員　　上の3つです。●●●●、●●●●の●、●●●●、この3つは、周りは確かに笹は生えているんですけども、肝心の平地のところは、まあこれ地目

田ですので、台帳は。多少は笹は根が張って生えとるんですけど、再生可能ではないかなということで、ちょっと時期はまだ早いという、見に行っという判断をしております。

議長（会長） それでは、下の1筆だけは山林として認めましょうと。あと3筆は再生できるのではないかなということで、一応この期は見送ることで。

大塚ノブ子委員 はい。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員 第10号議案、11号議案については、●●地区13人の委員の中で1人欠席がありましたけども、10月15日に現地確認して、妥当ということで承認の結論がつかしました。

それから、12号議案については、3筆ありますので、●●番と●●●番がまだ、先ほどの話と一緒に、まだ山林化には至ってないという意見で、全員これはまだ妥当ではないなという話にまとまりました。それから、●●●番については裏山に引っついていまして、承諾ということでまとまりました。

議長（会長） 今の地区委員の報告どおり、1筆は山林、2筆はまだ再生可能でないかということで見送ることに致します。

地区代表委員の報告が終わりました。議案第4号から第12号につきまして質疑等がありましたら、ご発言を認めます。

はい、どうぞ。

樫村浩二委員 8号、これは写真があれですか、どうなっとるんだろか。7と8を一緒にしたというんか、写真を見たらこれ同じとこが出てるか。撮れんのか。

大塚ノブ子委員 入れんです。

樫村浩二委員 それこそドローン使うたらよかった。了解です。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第4号から第12号につきましてお諮りします。議案第4号から第12号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

十川隆行委員 13号議案ですけれども、先日、全員で伺いました。内容は事務局の説明どおりです。よろしく審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

戸田修治委員 第14号議案、●●さんのところは、全員で申請妥当ということで判断しました。よろしくご審議ください。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号、第14号につきまして質疑等がありましたら、発言を認めます。

はい、どうぞ。

樫村浩二委員 第14号ですけど、●●さんやったら、議会でえらい活躍されとる方だと思うんですが、その方がこんな昭和48年から放ったらかしというのはちょっと考えられんです。これマスコミなんか知ったらもうえらいことになる。

岩澤佳宣委員 親の代にしとった。

樫村浩二委員 それにしたって、立場考えたら絶対これはいかんでしょう。

岩澤佳宣委員 ほやけん、親の代で知らなんだんかなというあれはあるんですけど。

樫村浩二委員 一般人と同じような扱いですか、これ。これはちょっといかがかと私は思いますけど。

戸田修治委員 申請についてはもう3年ぐらい前から届けを出しとったんやけど、なかなか前へ向いて進まんというところがありまして、一応是正ということで受付をしました。

岩澤佳宣委員 私も、てっきりしとるもんやと思うて、こっちはね。もう道になつとるもんやと思ひよって。

議長（会長） 立場もあろうかと思われませんが、ほかにもいっぱい無断転用の案件はまだまだございますので。まだ無断転用の是正を出していただいただけましかなど。ということでご理解お願い致します。

眞田幸隆委員 これって完全な個人道ですか。完全に個人道として。

岩澤佳宣委員 前に、町のとときに道の申請はしたげなんやけど、それがちょっとどなんな
ったんか、できとらなんで、ほんで市が合併したときに、してくれ言うたん
やけど、市がいかん言うて。市道の申請したらいかん言うて。

事務局 この申請を上げる前に、道路部分を市道認定をしてくれんかという協議も
したみたいなんです。ただ、市道認定するには要件があって、その要件に合
致してなかったんです。合致しなかったから、もう●●さん個人では是正をす
るといふうな流れになっております。

岩澤佳宣委員 ほやけん、今ではほかの人ももう生活道みたいにそこをようけ頻繁に通
りよるんで。

議長（会長） 半分もう道を寄附したみたいな形にはなっとるんですね。

岩澤佳宣委員 私もてっきり市のもんや思いよった。ほやけど、町のとときには町が舗装し
とったと思うんやけどな。まだ議員しよらん頃、しとったように思うけど。

眞田幸隆委員 いや、これ見たら、●●●線と●●●●前と、これずっとつながるんでし
ょう。ほんで、4 mあったら市道認定、寄附したら。

事務局 それが今の認定基準に合わんらしいんです。だめやと言われたらしいんで
す。

岩澤佳宣委員 ほやけん、農道だったら、ひよっとしたらいけるかもわからんな。

議長（会長） いや、もう完全な生活道や。

岩澤佳宣委員 生活道やけんな、完全に。

吉原博美委員 幅員はこれ4 mあるん。

岩澤佳宣委員 4 mぐらいはあったと思うんやけどな。

事務局 あったと思うんですけど。

岩澤佳宣委員 なかったかいな。

十川隆行委員 4 mないけん違うん。

岩澤佳宣委員 4 mあったら市道になる、ほんで3 mあったら農道になるんや。農道舗装

ができる。ほやけど、農道に申請せんと市道に申請したということは、4 m なかったんだろうと思う。

だけん、対向できんけんな。車が対向できん。4 m あつたら、軽同士だったらできる可能性はあるんやけど。

吉原博美委員 ええんじゃないですか。

議長（会長） それでは、議案第13号、第14号につきましてお諮りします。議案第13号、第14号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第13号、第14号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続いて、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第15号から第20号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 今月の5条の案件は6件ございまして、面積にして5,610.55㎡、13筆です。

それでは、個別の案件についてご説明致します。議案書は5ページからでございます。

会長提出議案第15号、地区番号1、受付年月日、令和5年9月29日。譲渡人、●●、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番他4筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積16.27㎡。転用目的、営農型太陽光発電設備、工事着完予定年月日、令和5年11月20日から令和15年11月19日。権利、賃借権設定とありますが、昨日訂正がありまして、使用貸借権設定となりましたので訂正させていただきます。申し訳ございません。農地区分は第1種農地です。資料と致しましては30から31ページで、位置図を30ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北西約600mに位置し、隣接については、田及び道路、水路に接しております。申請者は太陽光発電事業を営む法人であり、事業拡大のため太陽光発電設備用地に適した土地を探していました。一方で、譲受人は芝の栽培を主な事業とする農地所有適格法人であり、荒廃農地を復旧し営農型発電設備用地とするため申請地の所有権を取得しており、また、両者は他市において営農型発電設備に取り組んでおり実績もあり、双方の意向が合致したことから営農型太陽光発電設備申請に及んだものです。荒廃農地となった申請地を再生利用し、太陽光発電パネル864枚、発電出力496.8kw、支柱468本を設置し、敷地の北東側にある既存電柱へと送電する計画です。また、

下部農地では芝の栽培を行う計画です。

本市と致しましては、農作物への影響をはじめ、農作業を効率的に行うための空間も確保されていること、地元土地改良区や水利組合の同意も得ていること、また、四国経済産業局による設備認定も受け、事業の実施も確実であると見込まれることなどから許可相当と判断するもので、第1種農地でございますが、農地法施行令第11条第1項の「申請に係る農地または採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであつて、当該利用の目的を達成する上で当該農地または採草放牧地を供することが必要であると認められること」の不許可の例外に該当します。また、このたびの申請は営農型太陽光発電設備の支柱の地面に接している面積の権利設定の申請になり、それ以外の面積は、先ほど会長提出議案第2号でご説明させていただいた第3条の区分地上権の設定となっております。以上です。

続きまして、会長提出議案第16号、地区番号3、受付年月日、令和5年9月29日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに畑及び田、地積814㎡。転用目的、分譲住宅、工事着完予定年月日、令和6年1月20日から令和7年1月19日。権利は所有権移転売買、農地区分は第2種農地です。資料と致しましては32から33ページで、位置図を32ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●の南西約270mに位置し、隣接については、畑及び道路、水路に接しております。申請者は不動産業を営む法人であり、分譲住宅用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

続きまして、会長提出議案第17号、18号、19号は関連がありますので、併せてご説明します。

最初に譲渡人及び申請地についてご説明します。

会長提出議案第17号、地区番号3、受付年月日、令和5年9月29日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積1,205㎡。

会長提出議案第18号、地区番号3、受付年月日、令和5年9月29日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積677.28㎡。

会長提出議案第19号、地区番号3、受付年月日、令和5年9月29日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●番●他1筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積823㎡。

次に、譲受人及び申請内容についてご説明します。譲受人、●●●、●●●●●様。転用目的、宅地分譲、工事着完予定年月日は令和6年1月15日から令和6年6月30日。権利は所有権移転売買。農地区分は第3種農地です。資料と致しましては34から35ページで、位置図を3

議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
十川隆行委員	これ全員で見てまいりました。候補地としては非常にええとこやなど。周りに家もないし、よろしくをお願いします。
議長（会長）	地区代表委員からの報告が終わりました。議案第15号から第20号につきまして質疑等がありましたら、ご発言を認めます。 はい。
眞田幸隆委員	15号で、営農型のソーラー、これって田面から何ぼ上がるん。営農型のソーラー、下で、要は畑地だったら8割程度の収益が上がるということで許可ができると思うんですけど。
事務局	営農型の太陽光発電設備への一時転用なんですけど、おっしゃるとおり、通常の場合、売上げの計画を出してもろて、基本的に3年間の計画で、その計画で出してきた収穫量の8割を下回ったらのけないかんということなんですけども、そうでない場合があるんです。それが、荒廃農地の再生利用の場合は。
眞田幸隆委員	いや、営農型ということなので、高さ。
事務局	すみません、売上高じゃなくて営農型の高さですね。大変失礼致しました。今回出てきているのが、下で耕作する作物が芝ということで、農業用機械なんかは入らないんです。それで、図面上、今、現状、出てきている図面から見ますと、地上高から2mの高さに設置するという図面が出てきています。
大塚ノブ子委員	よろしいですか。
議長（会長）	はい、どうぞ。
大塚ノブ子委員	15号なんですけれども、所在地番、計6筆で16.27㎡と出ております。●●さんのお話を聞きますと、木がいっぱい生えて山林化しておりますという、これは計算上出た数字なんですか。
事務局	営農型太陽光発電の一時転用をする面積というのは、太陽光パネルの支柱の面積です。だから、今、山が生えとるから実際耕作できる面積がその面積というのではなくて、ほやけんもう申請地はもう全部再生利用するいうて農地に復旧をした上で、その全面に芝ができる状態にした上で、太陽光発電のパネルの支柱が地面に接するというか刺さっとる面積がその面積になる。
大塚ノブ子委員	そうしたら、あくまでも計算上の数ですね。

事務局 そうです。

議長（会長） 最初の3条申請のときの面積5,031、それが全体の面積。

大塚ノブ子委員 で、これが支柱の面積。これは計算上出た面積ですね。

事務局 そうです。

大塚ノブ子委員 分かりました。

議長（会長） はい、どうぞ。

十川隆行委員 先ほど荒廃地がどうやら、もうちょっと説明してください。

事務局 営農型太陽光発電の申請をするときに、荒廃農地を再生利用して農地に復元して上で太陽光をしますというやり方の場合は、申請期間が3年でなくて10年で設定できたりとか、一時転用の期間が10年でできたり、あとは、営農計画の中で売上高が下回ったらのけないかんという制限がなかったりするんです。この申請地におきましては、非農地証明も去年出てきて通らなかって、第1種農地ということで通らなかってして、もうこういう機会でもないと多分、農地復元というのはなかなか難しいかなということで、許可相当であるかなという考えております。

十川隆行委員 すごい論法やな。きまりがそうなるとんやったら仕方ないだろうけど、ほんなら、放とつたら構んのや。荒廃地にしたらええんや。

事務局 一応ここは圃場整備しとるところなんですけど、もうずっと以前から、●●の委員さんから報告あったように山林化しとって、とてもちよっと、どなんしたら解消したらええかないうて考えとつたところです。これを機に、申請が上がった時点で、ちょっと県とも相談しながら、こういうふうな手法を使って解消したらどうかということで出てきとる案件です。

十川隆行委員 そやから、それでいいんでしょう。だから、この手もあるなということです。

議長（会長） 問題は、●●●●●●がそこまで荒らしとつたというのが1つの問題点かなと思います。でも、もうどうしようもなく。

十川隆行委員 ●●●●●●が荒らしとつたん。

事務局 いや、違う。

十川隆行委員 前の人が荒らしとった。

岩澤佳宣委員 最初荒らしとったところを、それをきちんとしとらなんだいうんがいかん。それまで期間があったけんな。●●●●●●が買うてから、この期の問題ができるまで期間があったのに●●●●●●は放とったというのが問題なわけよ。

十川隆行委員 先ほどあった、10年過ぎた場合はどうなるんですか。

事務局 これは10年ごとに更新という形になるんです。10年後にもう一回また再度申請すると。

十川隆行委員 申請はいいんよ。そのときも同じですか。芝が生えとればオッケーということですか。

事務局 はい、そうです。

十川隆行委員 営農ではないんやな、あくまでもね。

事務局 いや、確認したんですけど、芝も営農に入るといふことで。

十川隆行委員 いやいや、営農って、売らなんだら営農になりませんよ。

事務局 いや、芝も農作物に該当するらしいです。

十川隆行委員 いや、当初この何たら●●●●●●は、それを事業にしますいうて作った。

事務局 そうです。芝を。

十川隆行委員 それは分かるんです。ほやけど、ここは構んのやな。

事務局 芝を栽培して、切って剥いで売るんです。

十川隆行委員 それは計画に入っていないでしょう。

事務局 営農計画に入っています、それは。

十川隆行委員 いや、それせんでもええと今説明したんちゃうん。

1番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局

会長提出議案第21号についてご説明致します。

7ページをご覧ください。これは、農地機構を通じて農地の売買を行うもので、8月定例会で売手から農地機構への所有権移転が議案にありましたが、今回は農地機構から買手への所有者移転を行うもので、1件あります。

買手は●●●●●●●●●●様で、対象農地が●●●●●●●●●●番他1筆です。

次に、農地の貸し借りについての説明で、議案書8ページから10ページとなっております。

個人8件、法人1件、中間管理機構20件の合計29件となっております。29件のうち新規21件、再設定8件となっております。29件のうち賃借権4件、使用貸借権25件となっております。賃借権の内訳と致しましては、5,000円が3件、2,000円が1件となっております。

期間は、15年1件、10年9件、8年2か月1件、6年8件、5年9か月1件、5年2件、3年7件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた29件についてご説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人16件、法人13件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権9件、使用貸借権20件となっております。期間は、15年3件、10年4件、8年2か月1件、6年17件、5年9か月1件、3年3件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して審議に入ります。質疑がある方は整理番号指定の上、ご発言ください。

どうぞ。

十川隆行委員

ちょっと前の、整理番号1、地区番号3の●●●●●●。●●●●●●ってどこですか。

事務局

●●です。●●さん。

十川隆行委員

ああ、●●さん。ありがとうございました。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の2番から11番を除く議案第21号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の2番から11番を除く議案第21号について原案のとおり認めることと致します。
続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で●●委員の関係議案である2番から11番の審議に入ります。
それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長） では、事務局から説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は10件で、使用貸借権10件となっております。期間は10年が10件となっております。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。
以上です。

議長（会長） 説明が終了致しました。質疑等ありませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員の再入場を認めます。

（●●委員 着席）

議長（会長） 日程第7 農業振興地域整備計画変更の答申について、会長提出議案第22号から第25号までを一括上程致します。
では、事務局から説明を求めます。

事務局 今回の農業振興地域整備計画変更の答申は、農用地域からの除外が4件あります。
それでは、個別案件をご説明致します。議案書11ページをご覧ください。
会長提出議案第22号、譲渡人、●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●

岩澤佳宣委員　　これ●●地区の案件ですが、この人は5年前より前に、新規就農で自分の農地を持つとらんとところから始めた人です。ほんで、住んどるのは●●に住んどるんですけども、何か同級生とか連れが農業やりよる人で、その農機具や何かやを借りて最初始めた方で、それが今までずっと借地を借りたまま露地野菜でずっとやってこられた。5年間やってこられて実績もある方なので、別にこのまま、自分の農地を取得するなり何なりして広げていければいいんじゃないかなと私は思います。

以上です。

議長（会長）　　地区代表委員の報告が終わりました。議案第26号について質疑等がありましたら、発言を認めます。

はい、どうぞ。

大塚ノブ子委員　　年間収益185万、それを5年後に401万。倍ですか。それと、そこに新しくキクラゲを10a、これはどないな栽培法をするんですか。ハウスを使うんですか。

事務局　　そうです。計画書の中に、倉庫を増やすと。まだキクラゲ自体を実際できるかどうかまでのところにはちょっと至ってはないんですけど、新たな作物としてしたいと。

大塚ノブ子委員　　キクラゲするんだったら設備が要りますわね。大変です。

事務局　　そうですね。その説明を、私もほかの方でキクラゲを申請された方も今までにいらっしやったので、その話はさせてもらったんですけど、一応、今回申請したいということで、ブロッコリーとキャベツで所得がちょっと少ないんですけど、ただ、所得率が現状でちょっとお聞きすると、もう1割ぐらいでおっしゃられていたので、1割で所得率を出したら184、5万ぐらい出ていたので、そこは今後5年間でちょっと頑張っていただいて、そこを1割5分ぐらい、15%か20%か上げていただけたらということで、400万円の計画は一応出してもらいました。

大塚ノブ子委員　　数字がちょっと大きいからびっくりしたんです。

議長（会長）　　認定する条件として、400万はこれだけのことをしなさいという基準があるんです。要は5年後の目標ですから、それに向かって頑張っていただけたらと思います。

大塚ノブ子委員　　そうですね。分かります。

ちょっとつかぬことを聞きます。●●でキクラゲ作ってたわね。あれは成

功しとるんですか。

事務局

申し訳ないです。その後、特に連絡がなくて。●●から認定農業者の申請が来た方はお断りしていますので。

大塚ノブ子委員

はい。ありがとう。

岩澤佳宣委員

継続して、分かるようにしとってもらいたい。

事務局

はい。

議長（会長）

ほかにございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第26号についてお諮り致します。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第26号について、原案のとおり承認することと致します。本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、何かございませんか。

農地集積専門員から何かありましたら、ご報告をお願いします。

農地中間管理
機構

ございません。

議長（会長）

以上をもちまして、令和5年10月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なるご審議を頂き、お礼申し上げます。

（ 3時01分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農業振興地域整備事業計画変更の答申について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・16名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 7番

署名委員 8番

